

定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第二十五号

平成二十六年

三月三十一日

日 曜 月

六号の次に次の一号を加える。  
七 キャッシュ・フロー計算書  
別表を次のように改める。

## 目次

### 企業局

○山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程……………一

## 企業局

### 山梨県企業局管理規程第八号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 安 藤 輝 雄

### 山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局財務規程(昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「規定する県の休日」の下に「(以下この項及び第四十六条第一項において「県の休日」という。)を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該収納金の額が少額である場合その他の場合における払込みは、別に定める日までに行うことができる。

第三十五条第二項中「職員の給与、旅費(外国旅行を除く。)」を「給料、手当等、法定福利費、賃金、旅費(別に定めるものに限る。)」に、「雇用保険料、」を「負担金及び分担金(別に定めるものに限る。)」に改める。

第四十六条第一項中「終了後五日」の下に「(県の休日の日数は、算入しない。)」を加え、同項ただし書中「翌月五日まで」を「当該月の翌月の初日から起算して五日(県の休日の日数は、算入しない。)以内」に改める。

第七十二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合においては、第三十五条に規定する支出負担行為何れをもつて、前項に規定する物品要求書に代えることができる。

第二百二十三条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第

電 気 事 業 会 計 勘 定 科 目 表

資 産

1 固定資産

款	項	目	節	備 考
(電気事業固定資産)	水力発電設備	(何) 発電所 (又は(何)所)	土 地	固定資産については括弧内の款科目は財務諸表作成時の科目とし日常の整理はそれ以下とする。各節ごとに資産単位物品ごとの物品帳簿原価及び工費帳簿原価の別に区別して整理する。
			水源かん養林	所別に整理する。ただし、貯水池、専用道路、水源かん養林、水力総括事業所等で一発電所に所属しないものは、単独に項を設けて整理する。
		建 物	鉄筋コンクリート造 鉄 骨 造	土地の取得に関して要した買収代及び整地費（建物又は構築物に直接に関係のあるものを除く。）、周旋料、消耗品費等の諸係費を整理する。「水源かん養林」に整理されるものを除く。 水源かん養林の取得に関して要した買収代及び周旋料、消耗品費等の諸係費並びに植林費を整理する。 建物の取得に関して要した工事費（基礎工事費及び附属施設工事費を含む。）、材料代及び買収代（買収した建物を使用するために要した修繕、模様替え、改造等の諸係費を含む。）並びに人夫費、消耗品費、整地費、周旋料等の諸係費を整理する。 鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。
		水 路	れんが造、石造、ブロック造及び土蔵造を含む。 木骨モルタル造を含む。 基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を含む。	
		貯水池 (又は調整池)	えん 堤 取 水 口 導 水 路 沈 砂 槽 水 圧 管 放 水 路 雑 工 事	貯水池又は調整池に属するものを除く。 洪水取水口及びびでき堤を含む。  水圧管附属バルブ及びパイプ類を含む。  水路の建設に伴う道路付替費用、寄付金等本目の他の節に該当しないものをいう。揚水設備及び歩道を含む。
		機 械 装 置	えん 堤 雑 工 事	「水路」に整理されるものを除く。 「水路」の同節に準ずる。 運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を含む。 所内用水車及び励磁機用水車を含む。 所内用発電機を含む。
		備 品	水 車 主 要 変 圧 器 配 電 盤 開 閉 装 置 自 動 制 御 装 置 屋 外 鉄 構 通 信 電 灯 電 力 装 置 修 繕 試 験 装 置 其 他 機 械 装 置	母線、ケーブル及び所内用配電盤開閉装置を含む。 自動制御装置と一体となっている測定装置及び監視装置を含み、配電盤に取り付けられているものを除く。  建物に附属する電灯電力装置を除く。
		無形固定資産	基 礎 工 器 諸 備 品 車	電気事業会計規則の「機械装置」の「諸機械装置」及び「諸装置」の「雑装置」を整理する。  耐用年数1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上のもの。
		減価償却累計額		ダム使用権、水利権、専用側線利用権、鉄道軌道連絡通行施設利用権、電気ガス供給施設利用権、上水道施設利用権、下流増負担金、借地権、地役権、電話加入権等の種類別に節を設けて整理する。

送電設備

(何)送電線路

(共有〇〇)

(共有者持分  
類)

リース資産  
リース資産減価  
償却累計額  
建設仮勘定

建設準備勘定

除却仮勘定

土地建物  
架空電線路

鉄塔  
鉄柱  
コンクリート柱  
木柱  
がいし  
地線  
添加電話線

地中電線路

その他送電線路

「水力発電設備」を他と共有する場合は、共有の字を当該設備に該当する目又は節に冠して、該当する目又は節の次に整理するものとし、共有者持分額は節として貸方に計上する。ただし、当該共有設備を目又は節ごとに共有者持分額として整理することが困難である場合は、自己の共有持分額のみを目又は節として(借方)に計上することができる。  
ファイナンス・リース取引におけるリース資産。

実施することが確定した電気事業固定資産の建設工事に係る予備測量、調査その他建設準備のために要した金額を含む。整理科目については別に定める。  
電気事業固定資産の建設工事の実施が確定する前にその予備測量、調査その他建設準備のために要した金額を整理する。整理科目については建設仮勘定に準じ整理する。整理科目については建設仮勘定に準じ整理する。  
特別高圧供給の配電線路を含み、線路別に整理する。ただし、通信線搬送電話設備、電力線搬送電話設備、無線電話設備、送電線総括事務所等で一電線路に所属しないものは、単独に項を設けて整理する。

「水力発電設備」の同目に準ずる。  
「水力発電設備」の同目及びその節に準ずる。  
基礎工事費、建柱費、装柱費、架線費等を含む。  
接地線、鉄塔基礎及び支線を含む。  
鋼板組立柱並びに接地線及び支線を含む。  
接地線、腕木、腕金及び支線を含む。  
同上  
バインド線及び架線金具を含む。  
支持線を含む。  
接続器及びはしり金具を含む。  
交換機又は交換装置がある場合は分線盤に接続するまで、それがない場合は電話機までとする。一部が独立電話線路をなす場合は、その支持物を含む。  
本目の他の節に該当しないものを整理する。  
ケーブル埋設費、消耗品費その他の諸係費を含む。水底電線路については、本目節に準じて目又は節を設けて整理する。ただし、少額の場合は、本目節に含めて整理す

変電設備

保安開閉装置

保安通信装置

諸装置

備品  
無形固定資産  
減価償却累計額  
リース資産  
リース資産減価  
償却累計額  
建設仮勘定  
建設準備勘定  
除却仮勘定

管路ケーブル

電話ケーブル

地中電線路

電力用蓄電器  
保安開閉装置  
屋外鉄構  
諸機械装置

支持物  
管持路  
電話線

電話ケーブル  
空中線施設  
搬送受信装置  
搬送結合装置  
無線通信装置  
諸機械装置

電灯電力装置  
雑装置

ることができる。  
マンホール、ハンドポール、専用梯子及び排水装置  
接続箱及び終端箱を含む。  
交換機又は交換装置がある場合は分線盤に接続するまで、それがない場合は電話機までとする。

開閉所及び開閉塔の機械装置を含み、開閉塔の鉄塔、木柱等の支持物を除く。

所内用ケーブルを含む。

本目の他の節に該当しないものを整理する。  
「架空電線路」、「地中電線路」及び「保安開閉装置」に整理されるものを除く。  
木柱及び木柱以外のものに区分して整理する。  
「地中電線路」の同節に準ずる。

交換機又は交換装置がある場合は分線盤に接続するまで、それがない場合は電話機までとする。

同上

本目の他の節に該当しないものを整理する。

建物に附属するものを除く。

「水力発電設備」の同目及びその節に準ずる。

同上

同上

所別に整理するものとし、需要者構内変電所、変電総括

業務設備	(何) 変電所	土建機械装置	<p>事務所等で一変電所に所属しないものは、単独に項を設けて整理する。</p> <p>「水力発電設備」の同目に準ずる。 「水力発電設備」の同目及びその節に準ずる。 「水力発電設備」の同目に準ずる。</p>
		<p>地物 相機器 電力用蓄電器 主要変圧器 周波数交換機 電圧調整器 電動発電機 回転整流器 水銀整流器 電力用リアクタ 冷却用水施設 配電盤開閉装置 自動制御装置 屋外鉄構 通信電灯電力装置 修繕試験装置 その他機械装置</p> <p>品 無形固定資産 減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 建設仮勘定 除却仮勘定</p>	<p>「水力発電設備」の同節に準ずる。 同上</p> <p>「水力発電設備」の同節に準ずる。</p> <p>「水力発電設備」の同節に準ずる。 「水力発電設備」の同目及びその節に準ずる。 「水力発電設備」の同目に準ずる。 同上</p>

業務設備	(何) 変電所	土建独立電話線路	<p>「水力発電設備」の同目に準ずる。 「水力発電設備」の同目及びその節に準ずる。 交換機又は交換装置がある場合は分線盤に接続するまで、それが無い場合は電話機までとする。 「送電設備」の同節に準ずる。ただし、がいしを含む。 同上 同上 同上 「送電設備」の同節に準ずる。</p>
		<p>地物 鉄塔 鉄柱 コンクリート柱 木柱 管柱 電話線 電話ケーブル</p> <p>品 無形固定資産 減価償却累計額</p>	<p>その支持物又は管路が他の科目に整理された電話線を整理する。交換機又は交換装置がある場合は分線盤に接続するまで、それが無い場合は電話機までとする。一部が独立電話線路をなす場合は、その支持物を含む。 同上 無線通信用の構築物をいう。 「送電設備」の同節に準ずる。ただし、がいしを含む。 同上 同上 同上 フィーダーを含む。</p> <p>搬送送受信装置 搬送結合装置 無線通信装置 交換装置</p> <p>分線盤及びそれに接続する屋内配線並びに電話機を含む。</p> <p>本目の他の節に該当しないものを整理する。 現場に専属しない共通の修繕、試験又は倉庫装置及び「水力発電設備」から「変電設備」までのいずれの科目にも属しない電気事業全般に関連する機械装置を整理する。</p> <p>「水力発電設備」同目及びその節に準ずる。 「水力発電設備」の同目に準ずる。 同上</p>

(附帯事業固定資産) (何)	(何)	リース資産減価償却累計額 建設仮勘定 建設準備勘定 除却仮勘定		附帯事業の用に供される固定資産を附帯事業ごとに、款、項、目を設けて整理する。
(事業外固定資産)	(何)			電気事業又は附帯事業の用に現に供されている設備（電気事業又は附帯事業の用に供されることが確定したものを含む。）以外の設備を款、項、目を設けて整理する。  「水力発電設備」の同目に準ずる。
投資その他の資産	投資有価証券			金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で、取引所の相場のあるもので当初1年を超えて保有する意思を有するもの及び取引所の相場のないものを整理する。
	出資金 長期貸付金	一般貸付金 他会計貸付金		契約期間が1年をこえるものを整理する。 他会計に対する長期貸付金以外のもの。 他会計への長期貸付金。
	長期前払消費税 長期前払費用 その他投資額 減価償却累計額 貸倒引当金			上記以外の投資の性質を有するもの。 投資その他の資産に係る減価償却累計額。 回収不能による損失に備えるために引き当てるもの。

2 流動資産

款	項	目	節	備考
現金預金	(何)			

未収金	(何)	現金 特定資金 営業未収金 事業外未収金 その他未収金 未収消費税及び地方消費税還付金	現金 普通預金 通知預金 外貨預金 譲渡性預金 M その他 未収電力料 その他営業未収金 未収受取利息 その他事業外未収金	契約期間が1年をこえるもの並びに「特定資金」及び「小払資金」に整理されるものを除く。  用途を特定した資金を整理する。  「営業収益」の各科目に係る未収金を整理する。  「財務収益」及び「事業外収益」の各科目に係る未収金を整理する。  固定資産売却代金等上記以外の未収金。
未収金貸倒引当金 有価証券 受取手形貸倒引当金 貯蔵品	(何)			未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの。 取引所の相場のある有価証券で当初1年以内に処分する意思を有するものを整理する。 通常の業務活動において発生した手形債権。 手形債権の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの。

	一般貯蔵品	電柱類	木柱、コンクリート柱、鉄柱、バンザーマスト、腕木（腕金類を含む。）、根かせ類、垂木笠金、電柱用番号札及び注意札等、アームタイ、足場釘、ボルト類、支線金物、支線クリップ等。
		電線・ケーブル類	ケーブル類、通信ケーブル類（接続材を含む。）、同軸ケーブル、裸銅線、綿及びゴム絶縁電線、アルミ線、被覆バインド線、屋内コード、ビニール電線、巻線、キャプタイヤー線、ターミナル、スリーブ等。
		電球類	電球（真空管、放電管を含む。）、標示灯用電球、撮像管、トランジスター類等。
		変圧器類	柱上変圧器、柱上油入開閉器、柱上油入しゃ断器、昇圧器、がいし型開閉器、バランスー等。
		絶縁油類	高压及び低压絶縁油、しゃ断器液等。
		積算電力計類	積算電力計、計器用変成器、計器用変圧器、計器ばこ、電流制限器。
		配線器具類	引込開閉器、刃形開閉器、カットアウト、ソケット、セードホルダー、モールジング、タンプラススイッチ、ノブがいし、クリート、がい管類、電線管及び附属品等。
		機械器具附属品類	特殊品以外の高圧蓄電器、しゃ断器・断路器、放電コイル、カーボン刷子、ペローバルブ、バルブ類、コック、遠方制御装置プリント板類。
		鉄鋼類	鉄塔、型钢、平鋼、角鋼、丸鋼、鋼板、鋼管、鉄板、帯鉄、鋳鉄管、ガス管及び附属品（プラグ、チーズ、エルボ、ニッケル、ユニオン、ソケット等）、針金、鉄線、釘、ねじ（座金を含む。）水栓（水道用）等。
		非鉄金属類	銅板、銅棒、銅管、電気銅、銅帯、しんちゆう棒、鉛、亜鉛、すず、水銀、よう接棒（銀ローを含む。）等。
		がいし架線金物類	懸垂がいし、ピラがいし、ピンがいし、茶台がいし、耐張がいし、架線金具、ストラップ、ストラップボルト、アースモール、ケッチホルダー等。
		耐火れんが類	耐火れんが、耐火粘土等。
		油・塗料類	揮発油、軽油、灯油、モービル油、タービン油、ダイナモ油、シリンダー油、グリース油、コールタール、クレオソート、ペイント、スホワイト、ワニス、シンナー、光明丹等。
		セメント類	セメント、急結剤等。

短期貸付金	特殊品	雑品類	ヒューズ、ウェス、ろ過紙、テープ類、乾電池、カーバイト、サンドペーパー類、ペースト、空かん、記録計用紙、パッキン類、被服、工具、什器、その他同目中他の節に属しないもの。
短期貸付金貸倒引当金	一般短期貸付金 他会計貸付金 職員貸付金	不用品類	くず及び廃却（撤去品を含む。）したもの等。
前払費用		事務用品	印刷類、用紙類、具類等。
(何)	前払保険料 前払賃借料 その他前払費用		大容量の発電機、変圧器等であって用途の特定されたものを整理する。 契約期間が1年をこえるものを除く。
前払金			短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの。 前払保険料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの。
(何)	物品代 工事代 前払消費税及び 地方消費税 その他前払金		物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの。
その他流動資産			
(何)	特定収入仮払消費税及び地方消費税 雑口		上記の各科目に該当しない流動資産を整理する。
仮払消費税及び地方消費税			

負 債

1 固定負債

款	項	目	節	備 考
企 業 債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債			建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費。）の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）。 建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）。
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金			建設改良費等の財源に充てるために他の会計から借り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）。 建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から借り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）。
リ ー ス 債 務				ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年内に支払期限の到来するものを除く。）。
引 当 金	(何)	退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（1年内に使用される見込のものを除く。）。 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年内に使用される見込のものを除く。）。
その他固定負債				上記の各科目に該当しない固定負債で期限が1年をこえたのちに到来するものを整理する。

2 流動負債

款	項	目	節	備 考
一 時 借 入 金 債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債			契約期間が1年以内の借入金を整理する。 1年内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債。 1年内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債。
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金			1年内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金。 1年内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金。
リ ー ス 債 務				1年内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務。
未 払 金	(何)	未 払 人 件 費 未 払 工 事 代 未 払 物 品 代 未 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 そ の 他 未 払 金		特定の契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの（未払費用に属するものを除く。）。 貯蔵品の未払金を含む。
未 払 費 用	(何)	未 払 利 息 未 払 賃 借 料 そ の 他 未 払 費 用		上記以外の未払金。 未払利息等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、すでに提供を受けた役務の対価の未払額。
前 受 金	(何)	営 業 前 受 金 事 業 外 前 受 金		契約等により既に受け取った対価のうち未だその債務の履行を終わらないもの。 主たる営業活動に係る収益の前受額。 前受利息、前受賃借料等金融及び財務活動に伴う収益そ

引当金	(何)	その他前受金		の他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額。 固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額。
		退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額のうち1年内に使用される見込みのもの。
		賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金。
		修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金。
		特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの。
その他流動負債	(何)	その他引当金		預り金等上記以外の流動負債を整理する。
		預り金	預り税金 諸預り金 預り保証金	
仮受消費税及び 地方消費税		雑口		

3 繰延収益

款	項	目	節	備考
長期前受金	(何)			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金額。

長期前受金収益 化累計額	(何)	工事負担金 国庫補助金 受贈財産評価額 その他長期前受金		
		工事負担金 国庫補助金 受贈財産評価額 その他長期前受金		

資 本

1 資本金

款	項	目	節	備考
資本金	固有資本金			地方公営企業法の適用時における資産の総額から建設改良に要する資金に充てるため発行した企業債及び負債の合計額を控除した額。
	出資金			他会計からの出資金。
	組入資本金			剰余金から資本金に組み入れた額。

2 剰余金

款	項	目	節	備考
資本剰余金	再評価積立金			償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額。
	受贈財産評価額			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金。
	寄附金			
	工事負担金			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負



		引当金戻入	国庫補助金戻入 受贈財産評価額 戻入 その他長期前受 金戻入		
		雑収益	退職給付引当金 戻入 修繕引当金戻入 特別修繕引当金 戻入 貸倒引当金戻入 賞与引当金戻入	固定資産の売却代金。 流動資産に整理される有価証券の売却代金。 不用品の売却代金。 上記の各節に該当しないもの。	
	特別利益	消費税及び地方 消費税還付金	固定資産売却収 益 有価証券売却収 益 不用品売却収 益 その他雑収益	当年度の経常的収益から除外すべき利益。 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額 を超える金額。 前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの。	
		固定資産売却益			
		過年度損益修正 益 その他特別利益		上記の各目に該当しない特別な利益。	

費用

款	項	目	節	細節	備考
電気事業費用	営業費用				

		(何) 水力発電 費	給 手 当 料 等	扶 養 手 当 当 住 居 手 当 当 初 任 給 調 整 手 当 当 通 勤 手 当 当 月 額 特 勤 手 当 当 特 地 勤 務 手 当 当 時 間 外 勤 務 手 当 当 宿 日 直 手 当 当 夜 間 勤 務 手 当 当 休 日 勤 務 手 当 当 管 理 職 手 当 当 期 末 ・ 勤 勉 手 当 当 寒 冷 地 手 当 当 (何) 児 童 手 当 当	定数内職員の給料。 定数内職員の手当等。
			賞与引当金繰入 額		賞与引当金として計上するための繰入 額。
			法定福利費	職員共済組合費 地方公務員災害 補償基金 健康診断費	局負担金。 同上 定期健康診断費をいう。
			厚生福利費	保 健 費 費 厚 生 施 設 費 費 文 化 体 育 費 費	安全衛生に関する費用。 厚生施設関係の費用。 職員の文化、教養及び体育の向上のため に要する費用。
			報 賃 潤 滑 消 耗 品 費	職員厚生団体補 助費	非常勤職員の給与等。 臨時職員の給与等及び人夫の賃金等。 機械装置の潤滑油脂に関する費用。

被服費	被服貸与規程に基づいて貸与される被服に関する費用。
什器用具費	準備品取扱要領に定める準備品に関する費用及びこれらの物品の修繕費。
事務用品費	文具、諸用紙等に関する費用。
水道光熱費	電気、ガス、水道料金、暖房及び炊事用燃料費等。
図書印刷製本費	書籍、雑誌（週刊、月刊雑誌を含む。）、新聞、地図等に関する費用及び諸用紙等（起案用紙、伝票、冊子、帳簿、パンフレット等）の印刷製本に関する費用。
油脂費	諸車等の燃料費及びこれらの潤滑油脂費（スタンド及び修理工場におけるオイル交換、グリスアップ等は、修繕費に整理する。）、ペイント、ワニスシンナー、予備エンジンの軽油等に関する費用。
雑口	給水処理のための薬品類、フィルム及び現像焼付、青焼に関する費用、その他上記の各細節に該当しないもの。
建物修繕費	「水力発電設備」の「建物」に関するものを整理する。以下修繕費については細節で「材料費」、「請負代」、「諸費」に区分整理する。
材料費	事業者が自己の工事材料、消耗品等の物品を使用した場合及び請負業者への支給材を整理する。
請負代	修繕工事を請け負わせた業者に支払った請負代金を整理する。
諸費	事業主の修繕工事のために消耗した雑費、補償費、諸費等を整理する。
構築物修繕費	「水力発電設備」の「水路」及び「貯水池（又は調整池）」に関するものを整理する。
機械装置修繕費	「水力発電設備」の「機械装置」に関するものを整理する。
雑修繕費	「水力発電設備」の「土地」、「水源か

修繕引当金繰入額	ん養林」及び「備品」並びに借入資産に関するものを整理する。
特別修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額。
水利使用料	特別修繕引当金として計上するための繰入額。
補償費	
定期的補償費	立木補償費、漁業補償費、かんがい補償費等一定期間定期的に支払われるものを整理する。
臨時的補償費	「定期的補償費」及び「損害賠償費」に整理されるもの以外のものを整理する。
損害賠償費	債務不履行又は不法行為による損害に対して支払われるものを整理する。
賃借料	
借地借家料	土地、地上権、地役権又は家屋を賃借することに対して支払う借地料（地役料）又は借家料を整理する。
道路占用料	道路法上の道路又はその他の道路を占用することにより、管理者（都道府県、市町村等）に支払う占用料を整理する。
水面使用料	河川等の水面を使用することに対して支払う使用料を整理する。
河敷料	河川敷（地上及び地下）又は附属物を占有することに対して支払う占用料を整理する。
線路使用料	他人の電線路又は電話線路を使用することに対して支払う使用料で、他人の所有する線柱に自己の送電線等を共架させる場合の共架料を含む。
電柱敷地料	電柱を施設するために他人の土地を使用することに対して支払う賃借料を整理する。
線下補償料	送電線路等の線下の土地の使用を制限し又は阻害することに対して、契約等

		<p>一般管理費</p>	<p>雑賃借料                  損害保険料                  養成交付金                  通信運搬費                  委託費                  負担金及び分担金                  雑費                  減価償却費                  資産減耗費                  貸倒引当金繰入額                  給料                  手当等                  賞与引当金繰入額                  退職給付費                  退職給付引当金</p>	<p>雑賃借料                  普通償却費                  特別償却費                  固定資産除却損                  固定資産撤去費                  たな卸資産減耗費                  有形固定資産の除却損又は廃棄損。                  有形固定資産の撤去費。                  たな卸資産のき損、変質又は滅失による除却費及び低価法による評価損。                  貸倒引当金として計上するための繰入額。                  「業務設備」に係る費用及び電気事業の運営の全般に関連する総括的業務に係る費用を整理する。                  「水力発電設備」の同節及びその細節に準ずる。以下同じ。</p>	<p>に基づいて一定期間定期的に支払う補償料。                  上記の各細節に該当しない賃借料を整理する。                  職員の養成のための費用。                  国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に基づき所在市町村に交付する交付金を整理する。                  交際費、会議費その他上記の科目に属さない費用。                  有形固定資産の除却損又は廃棄損。                  有形固定資産の撤去費。                  たな卸資産のき損、変質又は滅失による除却費及び低価法による評価損。                  貸倒引当金として計上するための繰入額。                  「業務設備」に係る費用及び電気事業の運営の全般に関連する総括的業務に係る費用を整理する。                  「水力発電設備」の同節及びその細節に準ずる。以下同じ。                  退職手当の支払に当たって退職給付引当金に不足が生じた場合の当該不足額。                  退職給付引当金として計上するための</p>
--	--	--------------	--	---	--

		<p>繰入額                  法定福利費                  厚生福利費                  報酬金                  賃金                  消耗品費                  建物修繕費                  構築物修繕費                  機械装置修繕費                  雑修繕費                  修繕引当金繰入額                  特別修繕引当金繰入額                  補償費                  賃借料                  損害保険料                  養成交付金                  交通運搬費                  旅委託費                  負担金及び分担金                  雑費                  研究費                  減価償却費                  資産減耗費                  貸倒引当金繰入</p>	<p>繰入額。                  「業務設備」の「建物」に関するものを整理する。                  「業務設備」の「構築物」に関するものを整理する。                  「業務設備」の「機械装置」に関するものを整理する。                  「業務設備」の「土地」及び「備品」に関するものを整理する。                  固定資産除却損                  固定資産撤去費                  たな卸資産減耗費</p>	<p>繰入額。                  「業務設備」の「建物」に関するものを整理する。                  「業務設備」の「構築物」に関するものを整理する。                  「業務設備」の「機械装置」に関するものを整理する。                  「業務設備」の「土地」及び「備品」に関するものを整理する。</p>
--	--	--	--	--

財務費用	支払利息	額	
	附帯事業費用 事業外費用	企業債利息 長期借入金利息 一時借入金利息 雑利息	上記の各節に該当しない支払利息を整理する。 目及び節については営業費用に準じ整理する。
特別損失	事業外固定資産管理費	(何)	事業外固定資産を管理するために要する費用を整理する。 「電気事業費用」の節に準ずる。
	雑損失	建設準備勘定償却費 有価証券売却原価 固定資産売却原価 不用品売却原価 財産偶発損失 その他雑損失	流動資産に整理される有価証券の原価。 売却した固定資産の原価。 売却した不用品の原価。
	固定資産売却損		上記の各節に該当しないもの。 一件100万円以上のものを整理する。 固定資産を売却したことによって生ずる損失額を整理する。 減損損失を認識する場合の損失額。
	減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの。 上記の各目に該当しない特別な損失。

建設仮勘定整理科目

款	項	目	節	備考
建設仮勘定	(何) 建設工事名	測量監督費	給料等 手当 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 報賃 消耗品費 補償費 損害保険料 通信運搬費 諸費	目及び節については、ここに定められたもののほか、電気事業固定資産の目及び節に準じて整理する。 測量設計及び監督に要した経費。 条例に基づく職員給料。 条例に基づく職員の手当(児童手当を含む)。 地方職員共済組合局負担金、災害補償基金局負担金及び健康診断費。 保健費、厚生施設費、文化体育費及び職員厚生団体補助費。 非常勤職員の給与等。 臨時職員の給与等及び人夫の賃金等。 被服費、光熱水費、印刷製本費、事務用品費、燃料費等。 測量のための伐採、踏荒補償料及び立木補償料等。 電話料、郵便はがき、郵便切手等。 旅費条例に基づく職員等の旅費。 上記以外の諸経費。
		総係費	給料等 手当 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金 消耗品費 補償費 通信運搬費	事務関係の諸費用及び2項目以上に関連してそれぞれの目節に区分困難なもの、又は他の目節に整理するのが適当でない費用を整理する。 条例に基づく職員の手当(児童手当を含む)。 退職手当、退職年金及び退職一時金。 地方職員共済組合局負担金、災害補償基金局負担金。 保健費、厚生施設費、文化体育費、慶弔費及び職員厚生団体補助金等。 臨時職員の給与及び社会保険の事業主負担金並びに人夫の賃金等。 事務及び工事用消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費。 他の目に含まれない補償費を整理する。 電話料、郵便はがき、郵便切手等。

<p>建設中利子 仮設備</p>	<p>旅諸 雑 収 費 入</p>	<p>条例に基づく職員等の旅費。 上記以外の諸経費。 工事中の受取利息及び雑収入。</p>
<p>仮設備費</p>	<p>土建 地物</p>	<p>建設中の一時借入金及び企業債等の利息。 建設工事に使用するために購入したもの及び将来本設備として使用する目的をもって購入し、又は建設した設備で建設工事のために使用されるものを含む。 材料置場、土捨場用地等として買収した土地。 事務所、宿舍、倉庫、見張所等の建設費及び付帯工事費等。</p>
<p>工事用動力費 工事用材料</p>	<p>工 工 事 事 用 用 機 機 械 械 備 備</p>	<p>建設工事のための工具、器具、備品及び自動車等で耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が20万円以上のもの。</p>
<p>諸仮払金</p>	<p>電 道 諸 路 設 備 梁 橋</p>	<p>工 工 事 事 用 用 運 運 搬 搬 道 道 路 路 の の 建 建 設 設 費 費、 、架 架 橋 橋 費 費及 及 び び 舗 舗 装 装 費 費等 等。</p>
<p>諸仮払金</p>	<p>土建 地物</p>	<p>運搬設備、修繕設備等。 仮設備の維持費、運転費、除却費、除却仮設備の減損額及び仮設備の賃借料並びに補償目的以外の仮設備道路の補修費、公道整備費及び橋梁の補強費等を整理する。 敷地の借地料及び借用地の維持費等。 借家料、建物の維持修繕費、借家の改造費、建物敷地の借地料等。</p>
<p>諸仮払金</p>	<p>工 工 事 事 用 用 機 機 械 械 備 備</p>	<p>運転燃料費、借料及び損料その他維持修繕に要した費用。 借料及び損料、その他維持修繕に要した費用等。 維持、修繕費等。</p>
<p>諸仮払金</p>	<p>工 工 事 事 用 用 機 機 械 械 備 備</p>	<p>使用開始後の舗装費、補修費及びこれにかかる人夫賃等。 維持修繕費等。</p>
<p>諸仮払金</p>	<p>工 工 事 事 用 用 機 機 械 械 備 備</p>	<p>工事中に使用した動力費。 建設工事中に使用する材料（支給材のみ。）。</p>
<p>諸仮払金</p>	<p>セ メ ン ト 鉄 鋼 筋 材 類 料</p>	<p>建設工事に関して支出した前払金等を整理する。</p>
<p>諸仮払金</p>	<p>工 工 事 事 用 用 機 機 械 械 備 備</p>	<p>建設工事に関して支出した前払金等を整理する。</p>
<p>諸仮払金</p>	<p>雑 口</p>	<p></p>

温泉事業会計勘定科目表

資 産

1 固定資産

款	項	目	節	備 考
(温泉事業固定資産) 有形固定資産	(何) 温泉設備	土 地	事務所用地 施設用地 その他用地	土地の取得に関して要した買収代及び整地費（建物又は構築物に直接に関係のあるものを除く。）、周旋料、消耗品費等の諸係費を整理する。
		建 物	鉄筋コンクリート造 ブロック造 木 骨 造 鉄 骨 造	建物の取得に関して要した工事費（基礎工事費及び附属施設工事費を含む。）、材料代及び買収代（買収した建物を使用するために要した修繕、模様替え、改造等の諸係費を含む。）並びに人夫賃、消耗品費、整地費、周旋料等の諸係費を整理する。 鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。 れんが造を含む。 木骨モルタル造を含む。
		建物減価償却累計額 構 築 物	温泉採取設備 鉄塔設備 揚湯用布設管設備	温泉源地、その他土地に定着する土木施設又は工作物。基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を含む。
		構築物減価償却累計額 機 械 装 置	送配湯設備 分湯設備 煙 突 その他構築物	
		機械装置減価償却累計額 備 品	ポンプ設備 量水器 内燃設備 電気設備 その他機械設備	運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を含む。 ポンプ及びこれに直結し、分離しがたい電動機等の電気設備。 量水用計器。 自家発電のための内燃設備。 電動機、変圧器、配電盤及び所内配電装置（建物に含まれるものを除く。）。  耐用年数1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上のもの。
		備品減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 建設仮勘定	工器具諸備品 車	ファイナンス・リース取引におけるリース資産。
		建設準備勘定		実施することが確定した温泉事業固定資産の建設工事に係る予備測量、調査（何）その他建設準備のために要した金額を含む。整理科目については別に定める。 温泉事業固定資産の建設工事の実施が確定する前にその予備測量、調査その他建設準備のために要した金額を整理する。整理科目については別に定める。
		除却仮勘定 その他有形固定資産 その他有形固定資産減価償却累		整理科目については建設仮勘定に準じ整理する。 上記以外の有形固定資産。



短期貸付金		一般短期貸付金 他会計貸付金 職員貸付金	配管材料、燃料、薬品等。 貯蔵中の温水メーター。 文具、用紙等の事務用品等。 廃材、用途廃止の機械器具等上記以外の貯蔵品。 契約期間が1年をこえるものを除く。
短期貸付金貸倒引当金 前払費用	(何)		短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの。 前払保険料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの。
前払金	(何)	前払保険料 前払賃借料 その他前払費用	物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの。
その他流動資産	(何)	物品代 工事代 前払消費税及び地方消費税 その他前払金	上記の各科目に該当しない流動資産を整理する。
仮払消費税及び地方消費税		特定収入仮払消費税及び地方消費税 雑口	

負債

1 固定負債

款	項	目	節	備考
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債			建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費。）の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）。 建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）。
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金			建設改良費等の財源に充てるために他の会計から借り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）。 建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から借り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）。
リース債務				ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）。
引当金	退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金			将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（1年以内に使用される見込のものを除く。）。 教事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込のものを除く。）。
その他固定負債				上記の各科目に該当しない固定負債で期限が1年をこえたのちに到来するものを整理する。

2 流動負債

款	項	目	節	備考
一時借入金 企業債	建設改良費等の			契約期間が1年以内の借入金を整理する。 1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充て

他会計借入金	財源に充てるための企業債 その他の企業債			るために発行する企業債。 1年内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債。
リース債務	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金			1年内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金。 1年内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金。 1年内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務。 特定の契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの（未払費用に属するものを除く。）。
未払金	(何)	未払人件費 未払工事代 未払物品代 未払消費税及び 地方消費税 その他未払金		貯蔵品の未払金を含む。
未払費用	(何)	未払利息 未払賃借料 その他未払費用		上記以外の未払金。 未払利息等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、すでに提供を受けた役務の対価の未払額。
前受金	(何)	営業前受金 営業外前受金 その他前受金		契約等により既に受け取った対価のうち未だその債務の履行を終わらないもの。 主たる営業活動に係る収益の前受額。 前受利息、前受賃借料等金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額。 固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額。
引当金	退職給付引当金			将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額のうち1年内に使用される見込

その他流動負債	賞与引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金 (何)	預り金 雑口	預り税金 預り保証金	みのもの。 翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金。 企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金。 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの。 預り金等上記以外の流動負債を整理する。
仮受消費税及び地方消費税				

3 繰延収益

款	項	目	節	備考
長期前受金	(何)	工事負担金 国庫補助金 受贈財産評価額 その他長期前受金		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金額。
長期前受金収益 化累計額				

(何)	工事負担金 国庫補助金 受贈財産評価額 その他長期前受 金			
-----	---	--	--	--

資 本

1 資本金

款	項	目	節	備 考
資 本 金	固 有 資 本 金			地方公営企業法の適用時における資産の総額から建設改良に要する資金に充てるために発行した企業債及び負債の合計額を控除した額。 他会計からの出資金。 剰余金から資本金に組み入れた額。
	出 資 金 組 入 資 本 金			

2 剰余金

款	項	目	節	備 考
資 本 剰 余 金	再 評 価 積 立 金 受 贈 財 産 評 価 額 寄 附 金			償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額。 償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金。 償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金。 固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額。 上記以外の資本剰余金。
	工 事 負 担 金			
	保 険 差 益			
利 益 剰 余 金	そ の 他 資 本 剰 余 金			

減 債 積 立 金 利 益 積 立 金 建 設 改 良 積 立 金 地 域 観 光 振 興 積 立 金 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	繰越利益剰余金 年度末残高			企業債の償還のための積立金。 欠損を埋めるための積立金。 建設又は改良のための積立金。 観光振興事業及び公共の福祉に寄与する事業のための積立金。 当年度末における繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額に当年度の純利益（又は純損失）の金額を加減した額。
	繰越欠損金 年度末残高			前年度未処分利益剰余金（又は前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分量（又は前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額。
		前年度未処分利益剰余金		前年度末における未処分利益剰余金の額で前年度利益剰余金処分を行う以前のもの（又は前年度未処理欠損金から前年度欠損金処理額を控除した額）。
		前年度未処理欠損金		前年度の剰余金処分計算書により当年度において処分の確定した額（又は前年度未処理欠損金から前年度欠損金処理額を控除した額）。
		前年度利益剰余金処分量		
		前年度欠損金処理額		
	当 年 度 純 利 益 剰 余 金 (当 年 度 純 損 失)			当年度の損益取引の結果発生した純利益（又は純損失）。

収 益

款	項	目	節	備 考
温 泉 事 業 収 益	営 業 収 益	温 泉 供 給 収 益		主たる営業活動から生ずる収益。

営業外収益	その他営業収益	温泉供給料金 行政財産等使用料 手数料 雑収	給湯料金。 温泉供給収益以外の収益で通常発生する収益。 行政財産、普通財産の使用料。  検査及び試験手数料。 土地使用料等営業収益中他の項目に属しないもの。
	受取利息	有価証券利息 貸付金利息 雑利息	上記の各節に該当しない受取利息を整理する。 収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済することを要しないもの。
営業外収益	他会計補助金		地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。）第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの。
	長期前受金戻入	工事負担金戻入 国庫補助金戻入 受贈財産評価額戻入 その他長期前受金戻入	
営業外収益	引当金戻入	退職給付引当金戻入 修繕引当金戻入 特別修繕引当金戻入 貸倒引当金戻入 賞与引当金戻入	
	雑収益	有価証券売却収益 固定資産売却収益	流動資産に整理される有価証券の売却代金。 固定資産の売却代金。

特別利益	消費税及び地方消費税還付金	不用品売却収益 その他雑収益	不用品の売却代金。 上記の各節に該当しないもの。
	固定資産売却益		当年度の経常的収益から除外すべき利益。 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額。 前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの。
	過年度損益修正益 その他特別利益		上記の各目に該当しない特別な利益。

費用

款	項	目	節	細節	備考
温泉事業費用	営業費用	温泉管理費	給当料等 賞与引当金繰入額 退職給付費 退職給付引当金繰入額 法定福利費 厚生福利費 報酬金 賃金 潤滑油脂費 消耗品費		条例に基づく職員の給料。 条例に基づく職員の手当（児童手当を含む。） 賞与引当金として計上するための繰入額。 退職手当の支払に当たって退職給付引当金に不足が生じた場合の当該不足額。 退職給付引当金として計上するための繰入額。 地方職員共済組合局負担金、災害補償基金局負担金及び健康診断費。 保健費、厚生施設費、文化体育費及び職員厚生団体補助費。 非常勤職員の給与等。 臨時職員の給与等及び人夫の賃金等。 機械の潤滑油脂に関する費用。 被服費、什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書印刷製本費及び車両用燃

			修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 加熱費 動力費 補償費 賃借料 損害保険費 養成費 通信運搬費 旅委託費 負担金及び分担金 雑費 資産減価償却費 資産減耗費 貸倒引当金繰入額 支払利息及び企業債取扱諸費 企業債利息 長期借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱費 雑支出	料費等。 有形固定資産等の維持修繕に要する費用。 修繕引当金として計上するための繰入額。 特別修繕引当金として計上するための繰入額。 温泉の加熱に要するボイラーの燃料費及び水処理費。 機械装置等の運転に必要な電力料。 はがき、郵便切手、電信電話料等。 有形固定資産の除却損又は廃棄損。 有形固定資産の撤去費。 たな卸資産のき損、変質又は滅失による除却費及び低価法による評価損。 貸倒引当金として計上するための繰入額。 固定資産除却損 固定資産撤去費 たな卸資産減耗費
	営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費		

	特別損失	建設準備勘定償却費 有価証券売却原価 固定資産売却原価 不用品売却原価 その他雑支出 固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失	流動資産に整理される有価証券の原価。 売却した固定資産の原価。 売却した不用品の原価。 上記の各節に該当しないもの。 一件100万円以上のものを整理する。 固定資産を売却したことによって生ずる損失額を整理する。 減損損失を認識する場合の損失額。 前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの。 上記各目に該当しない特別な損失。
--	------	---	--

建設仮勘定整理科目

款	項	目	節	備 考
建設仮勘定	(何) 建設工事名	総 係 費	給 料 手 当 退 職 給 法 定 福 利 費	目及び節については、ここに定められたもののほか、有形固定資産及び無形固定資産の目及び節に準じて整理する。 建設のための測量設計監督に要した費用及び事務関係の諸費用並びに2項目以上に関連してそれぞれの目、節に区分困難なもの、又は他の目、節に整理するのが適当でない費用を整理する。 条例に基づく職員給料。 条例に基づく職員の手当(児童手当を含む。) 退職手当、退職年金及び退職一時金。 地方職員共済組合局負担金、災害補償基金局負担金及び健康診断費。

		<p>厚生福利費 報賃消 耗 品 費 補償 費 通運 費 旅運 費 委託 費 諸 費 雑 費 収 入</p> <p>子 備 利 設 中 仮 建 設</p>	<p>厚 生 福 利 費 報 賃 消 耗 品 費 補 償 費 通 運 費 旅 運 費 委 託 費 諸 費 雑 費 収 入</p> <p>土 建 工 事 用 機 械 電 氣 設 備 道 路 橋 梁 諸 設 備</p> <p>土 建 工 事 用 機 械 工 事 用 備 品 電 氣 設 備 諸 設 備</p>	<p>保健費、厚生施設費、文化体育費及び職員厚生団体補助費。 非常勤職員の給与等。 臨時職員の給与等及び人夫の賃金等。 事務及び工事に用消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、被服費等。 測量のための伐採、踏荒補償料及び立木補償料等。 電話料、郵便はがき、郵便切手等。 条例に基づく職員等の旅費。 設計委託料、調査委託料等。 上記以外の諸経費。 工事中の受入利息及び雑収入。 建設中の一時借入金、企業債等の利息。 建設工事に使用する目的をもって購入したもの及び将来本設備として使用する目的をもって購入し、又は建設した設備で建設工事のために使用されるものを含む。 材料置場、土捨場用地等として買収した土地。 建設のための事務所、宿舍、倉庫、見張所等の建設費及び付帯工事費等。</p> <p>建設工事のための工具、器具、備品、自動車等で耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上のもの。 工事に用搬道路の建設費、架橋費及び舗装費等。 運搬設備、修繕設備等。 仮設備の維持費、運転費、除却費、除却仮設備の減損額及び仮設備の賃借料並びに補償目的以外の仮設備、道路の補修費、公道整備及び橋梁の補強費等を整理する。 敷地の借地料及び借用地の維持費等。 借家料、建物の維持修繕費、借家の改善費等。 運転用燃料費、借料及び損料その他維持修繕に要した費用等。 借料及び損料、燃料費その他維持修繕に要した費用等。 維持修繕費等。 同上 工事中に使用した動力費。 建設工事に使用する材料（支給材のみ）。</p>
--	--	---	--	--

		<p>セメント 鉄鋼材 諸 費 工 事 費 物 品 代 雑 前 日</p> <p>諸 仮 払 金</p>	<p>セメント 鉄鋼材 諸 費 工 事 費 物 品 代 雑 前 日</p>	<p>建設、改良工事に関して支出した前払金等を整理する。</p>
--	--	--	---	----------------------------------

地域振興事業会計勘定科目表

資 産

1 固定資産

款	項	目	節	備 考
(地域振興事業 固定資産) 有形固定資産	(何) 設 備	土 地	事務所用地 施設用地 その他用地	土地の取得に関して要した買収代及び整地費（建物又は構築物に直接に関係あるものを除く。）、周旋料、消耗品費等の諸係費を整理する。
		建 物	鉄 筋 コンクリート造 ブロック造 木 造	建物の取得に関して要した工事費（基礎工事費及び附属施設工事費を含む。）、材料代及び買収代（買収した建物を使用するために要した修繕、模様替え、改造等の諸係費を含む。）並びに人夫賃、消耗品費、整地費、周旋料等の諸係費を整理する。 鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。 鉄骨造、れんが造を含む。 木骨モルタル造を含む。
		建物減価償却累 計額 構 築 物	給 水 設 備 焼 却 フ エ ン 道 の 他 構 築 物	施設、その他土地に定着する施設又は工作物。基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を含む。
無形固定資産	(何) 設 備	構築物減価償却 累計額 機 械 装 置	ボイラー設備 電 気 設 備 通信電灯電力装 置 その他機械装置	運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を含む。 引込設備、屋外照明設備、電動機及び施設内配電装置（建物に含まれるものを除く。）。
		機械装置減価償 却累計額 備 品	工 器 具 諸 備 品 諸 車	耐用年数1年以上で、かつ取得価額が10万円以上のもの。
		備品減価償却累 計額 リ ー ス 資 産 リース資産減価 償却累計額 建 設 仮 勘 定		ファイナンス・リース取引におけるリース資産。 地域振興事業固定資産の建設工事に係る予備測量、調査その他建設準備のために要した金額を含む。工事件名別に項を設けて整理する。整理科目については別に定める。地域振興事業固定資産の建設工事の実施が確定する前にその予備測量、調査その他建設準備のために要した金額を整理する。整理科目については別に定める。整理科目については建設仮勘定に準じ整理する。上記以外の有形固定資産。
		建設準備勘定		
		除 却 仮 勘 定 その他有形固定 資産 その他有形固定 資産減価償却累 計額		
		電 話 加 入 権 借 地 権		

投資その他の資産 投資有価証券 出資金 長期貸付金 長期前払消費税 長期前払費用 その他投資 減価償却累計額 貸倒引当金	地上権 施設利用権 リース資産 リース資産減価 償却累計額 その他無形固定 資産	電気ガス供給施設利用権等。  金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で、取引所の相場のあるもので当初1年を超えて保有する意思を有するもの及び取引所の相場のないものを整理する。  契約期間が1年をこえるものを整理する。 他会計に対する長期貸付金以外のもの。 他会計への長期貸付金。  上記以外の投資の性質を有するもの。 投資その他の資産に係る減価償却累計額。 回収不能による損失に備えるために引き当てるもの。
--	--	--

2 流動資産

款	項	目	節	備考
現金預金	(何)	現金 預金	普通預金 通知預金 外貨預金 譲渡性預金	契約期間が1年をこえるもの並びに「特定資金」及び「小払資金」に整理されるものを除く。

未収金  未収金貸倒引当金 有価証券 受取手形 受取手形貸倒引当金 貯蔵品 前払費用  前払金	(何)  (何)  (何)  (何)	特定資金 小払資金  営業未収金  営業外未収金  その他未収金 未収消費税及び 地方消費税還付金  前払保険料 前払賃借料 その他前払費用  物品代	定額預金 M M C そ の 他  営業未収金 その他営業未収金  未収受取利息 その他営業外未収金	使途を特定した資金を整理する。  「営業収益」の各科目に係る未収金を整理する。  預金利息等の未収入額。 不用品売却代金等の未収入額。  固定資産売却代金等上記以外の未収金。  未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの。  通常の業務活動において発生した手形債権。 手形債権の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの。  前払保険料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの。  物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの。
--	--------------------------------------	--	--	--

その他流動資産	(何)	工 事 代 前払消費税及び 地 方 消 費 税 そ の 他 前 払 金		上記の各科目に該当しない流動資産を整理する。
仮払消費税 及び地方消費税		特定収入仮払消 費税及び地方消 費税 雑 口		

負 債

1 固定負債

款	項	目	節	備 考
企 業 債	建設改良費等の 財源に充てるた めの企業債 その他の企業債			建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費。）の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）。 建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）。
他会計借入金	建設改良費等の 財源に充てるた めの長期借入金 その他の長期借 入金			建設改良費等の財源に充てるために他の会計から借り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）。 建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から借り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）。
リ ー ス 債 務				ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）。
引 当 金	退職給付引当金			将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支

その他固定負債	特別修繕引当金  その他引当金			払に充てるための引当額（1年以内に使用される見込のものを除く。）。 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込のものを除く。）。  上記の各科目に該当しない固定負債で期限が1年をこえたのちに到来するものを整理する。
---------	-----------------------	--	--	---

2 流動負債

款	項	目	節	備 考
一 時 借 入 金				契約期間が1年以内の借入金を整理する。
企 業 債	建設改良費等の 財源に充てるた めの企業債 その他の企業債			1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債。  1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債。
他会計借入金	建設改良費等の 財源に充てるた めの長期借入金 その他の長期借 入金			1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金。  1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金。
リ ー ス 債 務				1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務。
未 払 金	(何)	未 払 人 件 費 未 払 工 事 代 未 払 物 品 代 未 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税		特定の契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの（未払費用に属するものを除く。）。  貯蔵品の未払金を含む。

未払費用	(何)	その他未払金		上記以外の未払金。 未払利息等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、すでに提供を受けた役務の対価の未払額。
前受金	(何)	未払利息 未払賃借料 その他未払費用		契約等により既に受け取った対価のうち未だその債務の履行を終わらないもの。
引当金		営業前受金 営業外前受金 その他前受金		主たる営業活動にかかる収益の前受額。 前受利息、前受賃借料等金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額。 固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額。
その他流動負債		退職給付引当金 賞与引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額のうち1年内に使用される見込みのもの。 翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金。 企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金。 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの。
仮受消費税及び地方消費税	(何)	預り金 雑口	預り税金 預り保証金	預り金等上記以外の流動負債を整理する。

3 繰延収益

款	項	目	節	備考
長期前受金	(何)	工事負担金 国庫補助金 受贈財産評価額 その他長期前受金		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金額。
長期前受金収益 化累計額	(何)	工事負担金 国庫補助金 受贈財産評価額 その他長期前受金		

資 本

1 資本金

款	項	目	節	備考
資本金	固有資本金			地方公営企業法の適用時における資産の総額から建設改良に要する資金に充てるために発行した企業債及び負債

出 資 金 組 入 資 本 金	の合計額を控除した額。 他会計からの出資金。 剰余金から資本金に組み入れた額。
--------------------	---

2 剰余金

款	項	目	節	備 考
資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄 附 金 工 事 負 担 金 保 險 差 益 その他資本剰余金			償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額。 償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金。 償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金。 固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額。 上記以外の資本剰余金。
利益剰余金	減 債 積 立 金 利 益 積 立 金 建 設 改 良 積 立 金 他 会 計 繰 出 金 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	繰越利益剰余金 年度末残高  (繰越欠損金年 度末残高)	前年度未処分利益剰余金	企業債の償還のための積立金。 欠損を埋めるための積立金。 建設又は改良のための積立金。  当年度末における繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額に当年度の純利益（又は純損失）の金額を加減した額。  前年度未処分利益剰余金（又は前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分量（又は前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額。  前年度末における未処分利益剰余金の額で前年度利益剰余金処分を行う以前のもの（又は前年度未処理欠損金から前年度欠損金処理額を控除した額）。

			(前年度未処理 欠損金 前年度利益剰余 金処分量  (前年度欠損金) 処理額	前年度の剰余金処分計算書により当年度において処分の確定した額（又は前年度未処理欠損金から前年度欠損金処理額を控除した額）。  当年度の損益取引の結果発生した純利益（又は純損失）。
--	--	--	--	---

収 益

款	項	目	節	備 考
地域振興事業収益	営 業 収 益  営 業 外 収 益	(何)  受 取 利 息  他 会 計 補 助 金 長 期 前 受 金 戻 入	施 設 利 用 料 施 設 貸 付 料 (何) 事 業 収 益  有 価 証 券 利 息 貸 付 金 利 息 預 金 利 息 雑 利 息  工 事 負 担 金 戻 入	上記の各節に該当しない受取利息を整理する。 収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済することを要しないもの。 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。）第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの。

		引当金戻入	国庫補助金戻入 受贈財産評価額戻入 その他長期前受金戻入		
		雑収益	退職給付引当金戻入 修繕引当金戻入 特別修繕引当金戻入 貸倒引当金戻入 賞与引当金戻入	固定資産の売却代金。 流動資産に整理される有価証券の売却代金。 不用品の売却代金。 上記の各節に該当しないもの。	
	特別利益	消費税及び地方消費税還付金	固定資産売却収益 有価証券売却収益 不用品売却収益 その他雑収益	当年度の経常的収益から除外すべき利益。 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額。 前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの。	
		固定資産売却益			
		過年度損益修正益 その他特別利益		上記の各目に該当しない特別な利益。	

費用

款	項	目	節	細節	備考
地域振興事業費					

用	営業費用	(何)	給当料 手当等		条例に基づく職員の給料。 条例に基づく職員の手当（児童手当を含む。）。
			賞与引当金繰入額		賞与引当金として計上するための繰入額。
			退職給付費		退職手当の支払に当たって退職給付引当金に不足が生じた場合の当該不足額。
			退職給付引当金繰入額		退職給付引当金として計上するための繰入額。
			法定福利費		地方職員共済組合局負担金、災害補償基金局負担金及び健康診断費。
			厚生福利費		保健費、厚生施設費、文化体育費及び職員厚生団体補助費。
			報酬金		非常勤職員の給与等。
			賃金		臨時職員の給与等及び人夫の賃金等。
			消耗品費		被服費、什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書印刷製本費及び車両用燃料費等。
			修繕費		有形固定資産等の維持修繕に要する費用。
			修繕引当金繰入額		修繕引当金として計上するための繰入額。
			特別修繕引当金繰入額		特別修繕引当金として計上するための繰入額。
			広告費		
			補償金		
			借入金		
			損害保険料		
			養成費		職員の養成のための費用。
			交通費		
			信運費		はがき、郵便切手、電信電話料及び運送料等。
			旅委託費		



建設準備勘定整理科目

款	項	目	節	備考
建設準備勘定	(何)	総係費		開発地点調査のための測量等に要した費用及び事務関係の諸費用並びに2項目以上に関連してそれぞれの目、節に区分困難なもの、又は他の目、節に整理するのが適当でない費用を整理する。 条例に基づく職員の給料。 条例に基づく職員の手当(児童手当を含む。)
			給手退職給付料等 法職給付費 定福利費	地方職員共済組合局負担金、災害補償基金局負担金及び健康診断費。
			厚生福利費	保健費、厚生施設費、文化体育費及び職員厚生団体補助費。
			賃旅金 消耗品費	臨時職員の給与等及び人夫の賃金等。
			通信運搬費 諸雑収入	被服費、什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書印刷製本費等。 電話料、郵便はがき、郵便切手等。 測量のための伐採、踏荒補償料及び立木補償料等。 上記以外の諸経費。
		仮設備	工事用備品	開発地点調査のため購入したもの。 開発地点調査のための器具、自動車等で耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上のもの。
		仮設備費	諸設備	仮設備の維持費、除却費、除却仮設備の減損額及び仮設備の賃借料等。
			土建地物 工事用備品	敷地の借地料及び借用地の維持費等。 借家料、建物の維持修繕費、借家の改造費等。 借料及び損料、燃料費その他維持修繕に要した費用等。

		諸仮払金	諸設備	維持修繕費等。
			工事費前払 物品代前口 雑	
		無形固定資産	電話加入権	
		投資有価証券	電信電話債券	

建設仮勘定整理科目

款	項	目	節	備考
建設仮勘定	(何) 建設工事名	総係費		目及び節については、ここに定められたもののほか、有形固定資産及び無形固定資産に準じて整理する。
			給手退職給付料等 法職給付費 定福利費	建設のための測量設計監督に要した費用及び事務関係の諸費用並びに2項目以上に関連してそれぞれの目、節に区分困難なもの、又は他の目、節に整理するのが適当でない費用を整理する。 条例に基づく職員の給料。 条例に基づく職員の手当(児童手当を含む。)
			厚生福利費	退職手当、退職年金及び退職一時金。 地方職員共済組合局負担金、災害補償基金局負担金及び健康診断費。
			賃旅金 消耗品費	保健費、厚生施設費、文化体育費及び職員厚生団体補助費。 臨時職員の給与等及び人夫の賃金等。
			通信運搬費 委託料	条例に基づく職員等の旅費。 事務及び工事用消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、被服費等。 電話料、郵便はがき、郵便切手等。 設計委託料、調査委託料等。

建設中利子備	補諸雑	償収	費費入	<p>測量のための伐採、踏荒補償料及び立木補償料等。 上記以外の諸経費。 工事中の受入利息及び雑収入。 建設中の一時借入金、企業債等の利息。 建設工事に使用するため購入したもの及び将来本設備として使用する目的をもって購入し、又は建設した設備で建設工事のために使用されるものを含む。 材料置場、土捨場用地等として買収した土地。 建設のための事務所、宿舍、倉庫、見張所等の建設費及び付帯工事費等。</p>
仮設備	土建	工事用機械	物品	<p>建設工事のための工具、器具、備品、自動車等で耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が20万円以上のもの。</p>
	電気設備	道路橋梁	諸設備	<p>工事用運搬道路の建設費、架橋費及び舗装費等。 運搬設備、修繕設備等。 仮設備の維持費、運転費、除却費、除却仮設備の減損額及び仮設備の賃借料並びに補償目的以外の仮設備、道路の補修費、公道整備費及び橋梁の補強費等を整理する。 敷地の借地料及び借用地の維持費等。 借家料、建物の維持修繕費、借家の改造費等。 運転用燃料費、借料及び損料その他維持修繕に要した費用等。 借料及び損料、燃料費その他維持修繕に要した費用等。 維持修繕費等。 使用開始後の舗装費、補修費及びこれらにかかる人夫賃等。 維持修繕費等。</p>
工事用動力費	諸設備	工事用材料	諸設備	<p>工事中に使用した動力費。 建設工事に使用する材料（支給材のみ。）。</p>
工事用材料	セメント	鉄鋼材	ト筋類料	
諸仮払金	諸鉄鋼材	諸鉄鋼材	ト筋類料	<p>建設改良工事に関して支出した前払金等を整理する。</p>
	工事費	物品代	前払	

雑口

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の山梨県企業局財務規程の規定は、平成二十六年年度の事業年度から適用し、平成二十五年年度以前の事業年度については、なお従前の例による。